

2022年10月24日

取手市長殿

## 反論書送付通知書

審査請求人

戸頭

連絡先 090

取手市長が2022（令和4）年5月17日付で行った情報部分開示決定（取建発第278号）に対する審査請求に関し、行政不服審査法第30条第1項の規定により、下記の反論書を別添の通り提出します。

### 記

1. 反論書 正本・副本各1通
2. 添付資料 添付1\_政治倫理審査会委員の選考基準（別途請求開示文書）  
添付2\_政治倫理審査会委員の名簿（別途請求開示）

以上

2022年10月24日

## 反論書

審査請求人

取手市戸頭

取手市長が2022年5月17日付で行った情報部分開示決定（取建発第278号）をめぐり、審査請求人が2022年8月21日付で提起した審査請求について取手市長が2022年9月8日付で作成した「弁明書」に対し、下記の通り、反論します。

### 記

#### 1. 公募者選考基準の不開示について

- ① 「弁明書」で取手市長は、非開示とした「公募者選考基準」について、応募者から提出された応募動機の作文を評価・採点するための評価基準や配点を定めたものである旨を初めて明らかにしました。その上で、公募者選考基準を明らかにすることは「試験問題を開示することと同義」と強調し、この基準を公にしてしまうと、この基準に沿った作文が提出され、作文の得点が平均化してしまい、評価・採点が困難になるとしています。
- ② しかし、公募者選考基準は、大学や高校の入試になぞらえて言えば、必ず事前公表されている「出題範囲」「出題対象」と同義であって「試験問題」そのものではありません。同様に「出題範囲」「出題対象」を事前に明らかにしたからといって、試験得点が平均化してしまい、評価・採点が困難になり採点業務に支障を来すなどといった話は聞いたことがありません。
- ③ 「取手市緑の審議会」と同様、委員を市民から公募し、応募者から提出された応募動機の作文を評価採点して委員を選考している附属機関として「取手市政治倫理審査会」（以下「政倫審」という）があります。審査請求人は2021年12月、政倫審の委員の選び方について取手市長に情報開示請求したところ、政倫審委員の選考基準が全面開示されました（添付資料1）。一方で政倫審の選考基準を開示しながら、他方で緑の審議会の選考基準を開示しないのは、情報公開施策の統一性、一貫性を欠き、支離滅裂とのそしりを免れません。
- ④ 政倫審委員関連の開示文書によると、その選考基準は①政治倫理条例への

理解②作文の分かりやすさ③中立性・公平性④市政への熱意⑤経歴について各5点配点として評点することが記載されています。同じ取手市の付属機関ですから、緑の審議会の公募委員選考基準も政倫審のそれと基本的に同じと推測されます。政倫審の選考基準は社会通念上、常識的な範囲の基準です。これを公にしたからといって選考に支障を来すとして秘密にすべき内容とは到底思えません。

## 2. 委員名簿「備考」欄の不開示について

- ① 「弁明書」で取手市長は、非開示とした委員名簿の「備考」欄について「備考欄に記載された職業については第1号の個人情報については第1号の個人情報であり、かつ、ウの例外規定のいずれにも該当しない」と弁明しています。
- ② しかし、審査請求人が知りたいのは、審査請求書記載の通り、「各種団体の代表者」として選任された委員の所属団体であって、生計を立てるために従事している仕事＝職業ではありません。また「学識経験者」についても、緑の審議会委員としてふさわしい学識を備えている方かを知りたいのです。
- ③ 「緑の保全と緑化の推進に関する条例」第9条（組織）は審議会委員について、市議、学識経験者、各種団体の代表者、公募市民から市長が委嘱すると定められています。この条文に基づいて適正に委員を選任したことを市長は市民に具体的に説明する義務があります。緑の審議会委員に選ばれた方々がどのような学識を備えているのか、また、どのような団体の代表者を務めているのかは、委員選考の正統性や妥当性を確認する上で当然、市民の知る権利の対象となるもので、個人の利益を侵害するものではありません。
- ④ 政倫審もまた「取手市緑の審議会」と同様、有識者に委員を委嘱しています。審査請求人は2021年12月、政倫審委員の選び方について取手市長に情報開示請求したところ、委員名簿が全面開示され、有識者それぞれの肩書きとして「弁護士」「税理士」「司法書士」も開示されています（添付資料2）。ここでもまた、一方で政倫審の肩書きを開示しながら、他方で緑の審議会の肩書き等を開示しないのは、情報公開施策の統一性、一貫性を欠き、支離滅裂とのそしりを免れません。

以上

【資料4】

令和元年政治倫理審査会委員の選考基準 (案)

【選考基準】

- ・選出は点数制とし、点数が多かった者から順に3名を選出する。
- ・各選考委員会委員が経歴及び応募動機作文を下記の審査基準で評点する。5項目×5点(25点満点)

①政治倫理条例の趣旨を理解して応募していることが読み取れるか

(5点)

②応募動機作文からその論旨がわかりやすく読み取れるか。(5点)

③応募動機作文から立場の中立性・公平性が読み取れるか。(5点)

④政治倫理審査会委員就任及び市政に対する熱意があるか。(5点)

⑤今までの経歴が政治倫理審査会の委員になるにあたって活かせるか。(5点)

⑥男女共同参画の観点から女性の選出を重視し、女性に5点加

点する。

## 取手市政治倫理審査会 委員名簿

任期：令和2年3月1日～令和4年2月28日

氏名	委員の区分	
(会長) <small>たかく たかし</small> 高久 匡志	専門委員	税理士
<small>かいつか あきら</small> 貝塚 聡	専門委員	弁護士
<small>くりや ゆきこ</small> 栗屋 祐子	専門委員	司法書士
(副会長) <small>まみや まこと</small> 間宮 恂	一般公募	
<small>おおもり まさこ</small> 大森 正子	一般公募	
<small>はりがい まさし</small> 張貝 正美	一般公募	